

継続

原議保存期間	30年(令和36年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁運発第37号
令和6年3月4日
警察庁交通局運転免許課長

自動車教習所等が使用する教習用自動車の自動車損害賠償責任保険の契約及び諸手続について

自動車教習所等が使用する教習用自動車の自動車損害賠償責任保険料率及びその契約手続については、「指定自動車教習所の保護育成について」（昭和45年12月16日付け警察庁丁運発第129号）及び「社団法人全国自動車運転教育協会加盟の指定外自動車教習所の保護育成について」（昭和63年8月8日付け警察庁丁運発第106号）により示達しているところであるが、前記通達の有効期間満了に伴い、所要の改正を行い、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 対象自動車

教習用自動車としての自動車損害賠償責任保険料率の適用対象となる自動車(以下「対象自動車」という。)は、

- ・ 道路交通法第98条に定める自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）のうち一般社団法人全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）に加盟している自動車教習所において路上教習用として使用する自動車
- ・ 道路交通法第99条に定める指定自動車教習所において路上教習用として使用する自動車
- ・ 道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車

であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものである。

したがって、教習用自動車であっても、路上教習の義務付けのない大型特殊自動車及び自動二輪車等は対象外である。

2 対象自動車の証明手続

(1) 証明書の様式

対象自動車としての証明をする場合の「指定自動車教習所路上教習用自動車証明願」及び「届出自動車教習所路上教習用自動車証明願」（以下「証明願」という。）並びに「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」及び「届出自動車教習所路上教習用自動車証明書」（以下「証明書」という。）の様式は、別記様式1及び別記様式2の例を参考とすること。

(2) 証明の手続

ア 対象自動車の証明は、都道府県警察本部運転免許課長、運転免許試験場長等指定自動車教習所又は届出自動車教習所を所管する所属長が行うこと。

イ 現に自動車登録ファイルに登録を受けている対象自動車については、証明願の「車台番号及び自動車登録番号」欄の左欄に車台番号を、右欄に自動車登録番号をそれぞれ記入すること。ただし、自動車登録ファイルに登録を受けていない対象自動車については、左欄に車台番号を記入すること。

ウ 証明願は、願出人から1部提出させ、証明書を作成後その写しを控えとして保存しておくこと。

(3) 対象自動車証明時の留意事項

対象自動車であることを証明するに当たっては、外観上一般車両と識別できること及び補助ブレーキを備えていることのほか路上教習用等として使用するものであることを確実に確認すること。

3 保険契約等の申請

(1) 自動車登録ファイルに登録を受けていない対象自動車の場合

ア 保険会社に対し、自賠償保険契約関係書類とともに証明書を提出すること。

イ 各運輸支局等に対し、新規登録契約書類とともに証明書を提示すること。

(2) 自動車登録ファイルに登録を受けている対象自動車の場合

ア 保険会社に対し、継続自賠償保険契約関係書類とともに、証明書を提示すること。

イ 各運輸支局等に対し、継続検査関係書類とともに証明書を提示すること。

4 契約条件以外の使用禁止

教習用自動車としての自動車損害賠償責任保険料率の適用については、指定自動車教習所の指導員が同乗して路上教習を行う場合、全自教加盟の届出自動車教習所の指導員が同乗して路上教習を行う場合又は指定講習機関において初心運転者講習に使用する場合は、一般使用の場合と比較して事故発生率が少ないということからなされたものであり、かつ契約の条件も路上教習車として保険契約がなされたものであるから、これ以外の連絡用務、行楽その他教習以外の目的に使用した場合は契約違反となるのでその旨指導すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成31年3月29日

(有効期間：平成36年3月31日)

別記様式 1

指定自動車教習所路上教習用自動車証明願			
年 月 日			
殿			
願出人	指定自動車教習所	名 称	
		指定番号	
		所 在 地	
		管 理 者	
下記の自動車は、当 において路上教習用自動車として使用されるものであることを証明願います。			
車台番号及び 自動車登録番号	符号	車 台 番 号	自動車登録番号
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
第 号			
指定自動車教習所路上教習用自動車証明書			
上記のとおり証明する。			
年 月 日			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 車台番号欄及び自動車登録番号欄の空欄には斜線を引くこと。

別記様式2

届出自動車教習所路上教習用自動車証明願			
年 月 日			
殿			
願出人	届出自動車教習所	名 称	
		所在地	
		設置者 (管理者)	
下記の自動車は、当 において路上教習用自動車として使用されるものであることを証明願います。			
車台番号及び 自動車登録番号	符号	車 台 番 号	自動車登録番号
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
第 号 届出自動車教習所路上教習用自動車証明書 上記のとおり証明する。 年 月 日			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
車台番号欄及び自動車登録番号欄の空欄には斜線を引くこと。